



2025年、日本はWIPO加盟50周年＆
ハーグ協定加盟10周年を迎えます。

50 WIPO加盟 & **10** ハーグ協定加盟
YEARS YEARS

WIPO 日本事務所



所長からのメッセージ

知的財産制度や イノベーションの「伝道師」を目指して

WIPO 日本事務所長 澤井 智毅

日本では**知的財産制度**が認知されていない・・・WIPOに加盟し、この2025年に50年の節目を迎えた日本、WIPOの報告によれば、日本は調査対象国50カ国の中で、最も知的財産制度が国民に浸透していない国とされました(図1)。

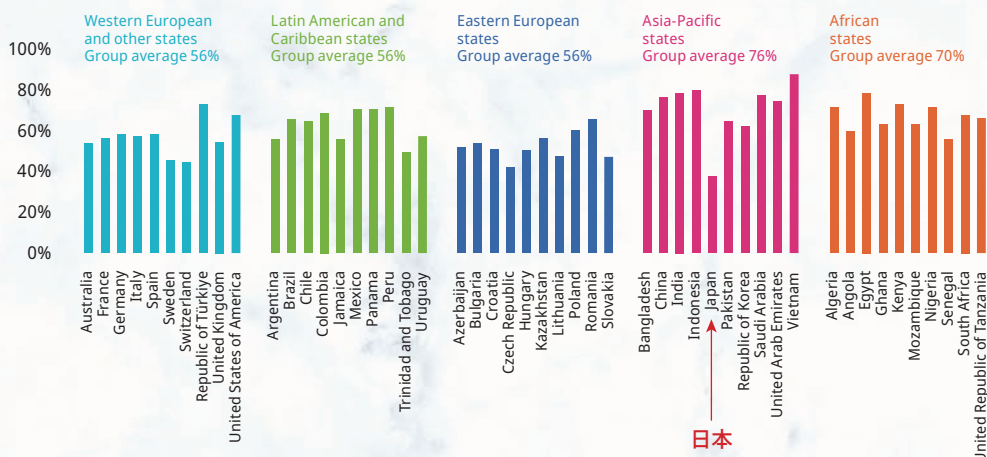
失われた20年、30年と言われて久しい日本ですが、こうした知的財産制度への国民的な関心や認識の低さも、その要因のひとつではないでしょうか。知的財産制度は、創造を促すとともに、その成果を一定期間保護する仕組みです。知的財産制度への関心や知識が低く、それに伴い、知的財産権の利活用が低調な日本は、世界全体で無形資産が重視される中、国際的な競争力を失うものと考えられます。事実、日本は、IMD世界競争力ランキングにおいて世界38位(2024年版)、日本が強かったイノベーション力さえも、WIPOグローバルイノベーションインデックス(GII、後掲)によれば世界13位(2024年版)と低迷しています。

一方、日本の創造性に対する世界からの評価はかねてより高く、創造性や技術力の高さを表す経済複雑性指標(ECI)を見ますと、日本は20年以上の長きに渡り首位の座を堅持しています(図2)。すなわち、世界の国々が評価(輸入)する、複雑な高付加価値製品を数多にわたり創作する能力を備えている国として長く見られているのです。

この経済複雑性指標(ECI)に比べ、一人あたり国民総生産、すなわち国民の所得水準が低い国は、その後の経済成長が期待されると言われています。まさに、今日の日本がそれに該当するでしょう。世界一の創造性や技術力と、低迷する知的財産制度に対する認識、そのギャップの大きさを、日本再生に向けた知的財産制度のポテンシャルといえます。

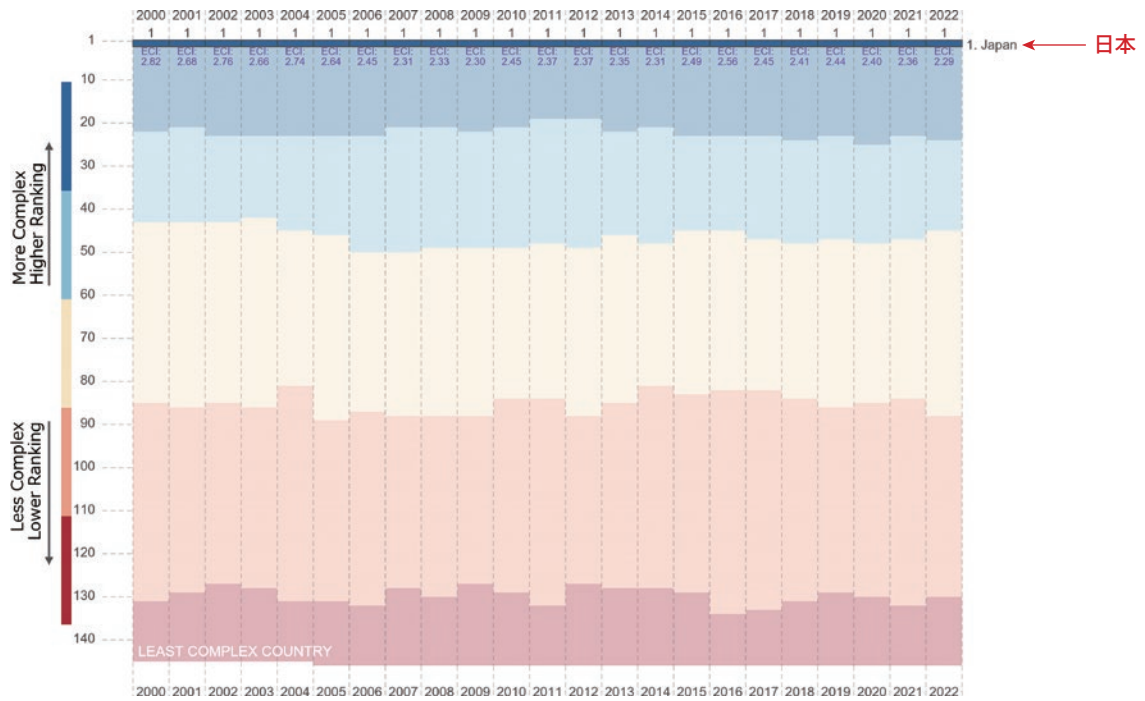
こうした思いから、私たち、**世界知的所有権機関(WIPO)日本事務所**は、第一に、知的財産制度の意義や役割を「伝道師」として、学生から経営層に至るまで広く国内外に啓発してまいります。第二に、日本政府の代名詞ともいえる「霞が関」の地の利を生かし、国際連合(UN)の専門機関であるWIPOと日本政府や産業界、大学、裁判所、他国大使館、他の国際機関等との橋渡し役に努めてまいります。第三に、グローバルな権利確保に向けた国際出願制度やWIPOの各種施策を広く日本語にて発信し、その利用を促してまいります。そして、第四に、世界の範となるように、日本の知的財産制度を通じた経験を世界に伝えてまいります。

図1《日本が低迷する知的財産制度の認知度》



(参考) WIPO PULSE: 国際的規模での世界初の知的財産意識・認識に関する調査報告書 https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0010.html

図2《日本が首位を堅持する経済複雑性指標(ECI)の推移》



(参考)ハーバード大学国際開発センター成長研究所ホームページ

世界知的所有権機関(WIPO)とは

WIPOは、国際的な知的財産権制度の発展を所管する国際連合(UN)の専門機関です。加盟国数は、日本を含む193か国、知的財産権に関する28の国際条約を管理しています(2025年3月現在)。本部はジュネーブに置かれ、2020年10月、新たにダレン・タン氏が事務局長に選出されました。



知的財産制度は、特許、意匠、著作権等を通じて、経済発展に必要なイノベーションや創造性を促進・普及しつつ、商標と不正競争防止法等を通じて、不確実性や混乱、詐欺への対策に取り組み、市場秩序を確立するための手段を提供します。

WIPOの前身は1893年に設立されたBIRPI(the United International Bureaux for the Protection of Intellectual Property)であり、1967年に署名された「[世界知的所有権機関を設立する条約](#)」に基づき1970年にBIRPIがWIPOへと形を変え、1974年に国連の専門機関となりました。日本は1975年に加盟しました。設立以来、国際的な知的財産権関連条約や基準について、国際的な議論を行う場を提供し、各国政府による開発戦略の一環としての知的財産の活用を支援し、様々な団体や企業を対象に知的財産権関連の研修を実施しています。また、一般ユーザー向けには、複数の国で知的財産権を確保するための国際特許出願制度、国際商標登録出願制度、国際意匠登録出願制度や、紛争を解決するためのサービスを提供しています。さらに、知的財産の情報を集めた各種データベースも無料で提供しています。

WIPO日本事務所の役割

1 学生から経営層にまで広く知的財産制度の啓発

資源の乏しい日本において、無形資産の比重が高まる今日こそ、日本の強みである知的財産を有効に活用し、イノベーションや文化、そして人類の繁栄に寄与していくことが求められます。一方、日本の企業や研究・教育機関において、知的財産戦略を強みと認識する経営層や代表はほとんどいないとの経済産業省の報告もあります。知的財産の重要性を踏まえ、多くの国々において、知的財産制度が整備され、重視される中、WIPO日本事務所は、特許、著作権、地理的表示、伝統的知識、商標、意匠、育成者権をはじめとした知的財産制度の意義や役割を、国内外のシンポジウムや講演会、オンラインでのセミナー(ウェビナー)等を通じ、中高大学生から企業や大学の経営層に至るまで幅広い層に向けて積極的に発信しています。

企業や大学の経営層との累次の面談や表敬訪問を通じた制度の普及啓発に加え、2020年5月から始めたウェビナーでは、この約5年間で129回にわたって海外での知的財産制度の概況やWIPOの国際出願制度や各種サービス、知的財産制度一般の関心事項など、外部有識者のご登壇を得ながら各種説明会を開催し、同時参加のみで計31,486名(2025年3月末時点)の方に参加いただきました。また、国内外の主要なシンポジウム等での基調講演や全国の中学、高校、大学を訪問してイノベーションと知的財産の役割について講演も行っています。



2025年1月17日、「イノベーション・クリエイションの素晴らしさを、あなたの言葉で」をテーマに、「第2回Show and Tell プレゼンテーションコンテスト」を開催。



2023年11月22日、国際シンポジウム「エネルギー市場の未来を変える 知的財産国際シンポジウム-持続可能な社会のために-」を開催。



2024年1月、産業界や法曹界、知的財産業界、学会等を代表する有識者をお招きし、「地政学リスクと知的財産を語るラウンドテーブル」を開催。



2022年11月、IPBC Asiaにおいて、無形資産の保護と産業の関係などについて基調講演を行う澤井所長。



2024年10月、国士館大学にて「知的財産の役割、日本の課題と可能性」をテーマに講演。

毎年4月26日は、世界知的所有権機関(WIPO)を設立する条約が発効した日に由来して、「世界知的財産の日※」に指定されています。知的財産が日常で果たす役割についての理解を深め、発明者や芸術家の社会の発展への貢献を祈念するこの日を記念し、世界中で様々な記念行事が開催されます。WIPO日本事務所では、2024年のテーマ「知財とSDGs—イノベーションと創造力で築く地球の未来」の下、知的財産とSDGsの関係や、知的財産がどのようにイノベーションを促進するかを考える機会を提供すべく、イイノホール(東京)にて対面形式で記念イベントを開催いたしました。知的財産とSDGsに関して、日本政府を代表する特許庁長官に加え、大阪・関西万博の共同座長、人権派弁護士としても注目される有名弁護士、知的財産戦略に注力する創業家出身の老舗企業のトップ、WIPO GREENパートナー企業のトップといった多方面にわたりご活躍の皆様、様々な視点からSDGsや知的財産制度を語っていただき、当日は200名を超える多くの方々にご来場いただきました。

※2022年より、和称を世界知的所有権の日から世界知的財産の日に改めました。



2024年4月、世界知的財産の日記念イベントを開催。

1919年から続く歴史ある**全国発明表彰**において、2023年度よりWIPO賞が新設されました。本発明表彰は、日本の科学技術の向上と産業の発展に寄与することを目的に始まり、1919年以来、日本を代表する幾多の研究者・科学者の功績を顕彰することにより、今日の科学技術の発展に大きな足跡を残してきたものです。今般、恩賜発明賞、内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞、特許庁長官賞、発明協会会長賞と並び、2024年のWIPO賞は東レ株式会社の「高透水性・高除去性・耐薬品性を有する長寿命逆浸透膜」が表彰されました。



さらに、WIPO日本事務所は、2022年4月より**公式X(旧Twitter)アカウント**を運営しています。幅広い層に向け、WIPOやWIPO日本事務所の最新イベント情報、取り組みの紹介、思わず誰かに共有したくなる身近な知的財産ネタを日本語で発信しています。投稿はPCT制度やハーグ制度、マドリッド制度など、知的財産のエキスパートが監修し、世界や日本の知的財産情報をタイムリーに提供できるよう取り組んでいます。知的財産に関するデータをわかりやすくまとめたショート動画など、知的財産関係者はもちろん、これから学びたいと思っている方にとっても充実のコンテンツがそろっておりますので、ぜひご覧ください。



世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所
@WipoJapanOffice

WIPOの世界知的財産指標 (WIPI) 2024年版が発表されました！

最新の知財動向がデータとともに分析され、特許や商標、意匠出願の件数推移や成長分野が明らかに！グローバルな知財トレンドを知るチャンスです！

詳しくはこちら
wipo.int/pressroom/ja/a...

#WIPI24

Translate post



世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所
@WipoJapanOffice

【お酒の地理的表示 (GI) 制度】

GI制度は、例えば、地域の特性あるお酒を「産地名」と共に守る仕組み。模造品や紛らわしい表示の流通を防止、真正正銘の地酒を未来へ

現在、「日本酒」を含む14の産地が指定されています！みなさんは、どの地域が指定されているかご存じですか？

Translate post

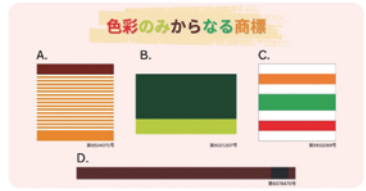


世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所
@WipoJapanOffice

「色彩のみ」で伝わるブランド力

ロゴマークなどがなくても色彩だけで商品やブランドを思い出すこと、ありますよね？実はそれ、「色彩のみ」からなる商標かもしれません！この4つの画像の色だけで、どのブランドか当てられますか？

Translate post

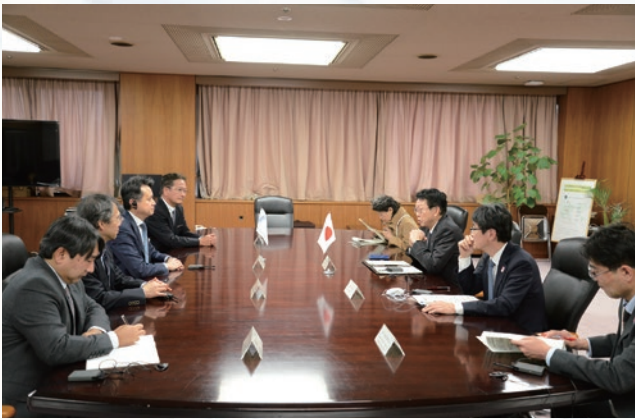


2 日本政府や裁判所、大学、産業界との橋渡し

当事務所は、東京都千代田区霞が関に住所を置く、数少ない国際機関の駐日事務所です。地の利を活かし、国際連合（UN）の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）と、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、文化庁、特許庁、公正取引委員会などの知的財産制度を所管する日本国政府や知的財産高等裁判所をはじめとした裁判所、他国外使館や他の国際機関との橋渡し役を担っています。

特に、日本国政府による世界知的所有権機関（WIPO）への任意拠出金による連携をはじめ、各種施策や条約等の調整、知的財産制度の普及啓発、途上国協力の推進、SDGs達成に向けた協力等、また最高裁との知的財産判例データベースの協力等を行っています。

また、当事務所は日本の大学・産業界とも密に連携しています。例えば、知的財産保護・活用の重要性やWIPO GREEN等のWIPO施策の意義を大学の学長・幹部へ直接に説明する機会をいただいたり、日本商工会議所の要請を受け同所知的財産戦略委員会に学識委員として参加するなど、産業界や公的な議論に参画し国際機関の視点から内外の知的財産政策に対する情報提供を行うなど、日本の産官学と様々な形で協働に努めています。



2025年2月、タン事務局長が訪日し、武藤経産大臣と会談。



2023年7月、ラーム・エマニュエル駐日米大使(当時)が開催した「世界知的財産の日」を記念するレセプションに参加し、澤井所長より冒頭挨拶。

3 国際出願制度やWIPO施策の普及

特許、商標、意匠等の知的財産権は、排他的独占権という強大な権利ゆえ、その権利の付与は各国政府の主権とされるなど、条約等において属地主義が定められています。したがって、知的財産制度、とりわけ特許、商標、意匠等の産業財産権の有効活用の前提として、事業を行う国々や地域での権利の確保が必要となります。国や地域によって異なる制度の中で、国際的な権利を円滑に確保することは容易ではありません。世界の国々での制度や手続きの調和を目指すとともに、世界知的所有権機関（WIPO）が所管する国際出願制度の利用をさらに促すことも重要です。

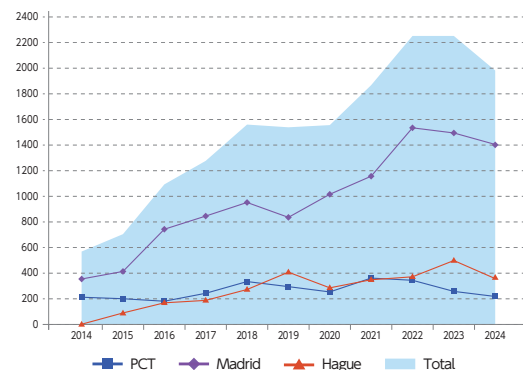
当事務所は、各種説明会での情報提供や、日本語による[問い合わせ](#)への対応、個別企業訪問によるヒアリングなどを通じて、日本

における当該制度の普及を図っています。2020年以降は新型コロナウイルス感染症への対策として、オンラインでのセミナー（ウェビナー）や企業訪問も導入し、年間100を超える企業や特許事務所と意見交換するなど積極的なプロモーション活動を行っています。また、各国際出願制度に関する電話やメールでの問い合わせも受け付けており、WIPO本部ではできない日本語による実務的な質問に対応するとともに、日本の皆様の声をWIPOの各サービスの向上に反映させるように努めています。



WIPO日本事務所主催のマドリッド制度ウェビナー・ハーグ制度ウェビナーにおいて講演を行う佐藤コンサルタント(左)とヴァンワウコンサルタント(右)

WIPO日本事務所への問い合わせ件数の推移



《国際出願件数の推移及び出願人別出願数》

①国際特許出願制度の推移及び出願人別出願数

出願人別出願数ランキング

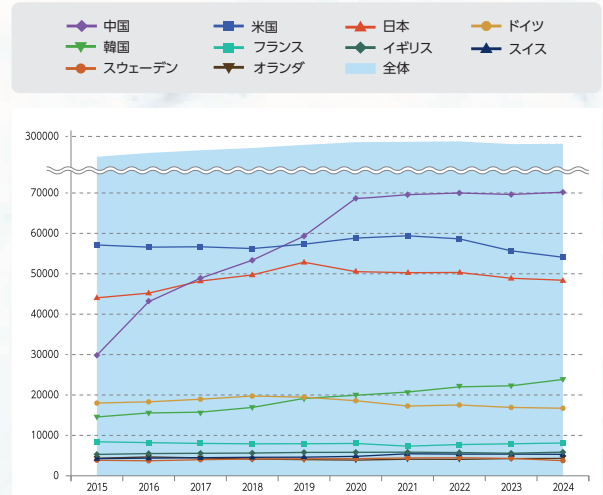
全体順位	出願人	居住国	2023	2024
1	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	中国	6,494	6,600
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	3,924	4,640
3	QUALCOMM INCORPORATED	米国	3,410	3,848
4	LG ELECTRONICS INC.	韓国	1,887	2,083
5	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO., LIMITED	中国	1,799	1,993
6	BOE TECHNOLOGY GROUP CO.,LTD	中国	1,988	1,959
7	三菱電機株式会社	日本	2,152	1,956
8	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	中国	1,603	1,889
9	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	スウェーデン	1,863	1,886
10	NTT	日本	1,760	1,877

資料:2024年国際出願統計速報及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際特許出願(PCT制度)の2024年の世界全体の出願件数は、対前年比0.5%増の273,900件となりました。国別では、第1位中国(70,160件、前年比0.9%増)、第2位米国(54,087件、同2.8%減)、第3位日本(48,397件、同1.2%減)、第4位韓国(23,851件、同7.1%増)、第5位ドイツ(16,721件、同1.3%減)の順となりました。インドは、2022年は2,622件でしたが、2023年は3,725件(同42%増)、2024年は4,552件(同22%増)であり、毎年大きく出願件数を増やし、東アジア、欧米諸国に交じり、トップ10入りを果たしました。

出願人別出願公開件数を見ると、中国のファーウェイ(6,600件)が8年連続で首位を維持し、韓国のサムスン電子(4,640件)、米国のクアルコム(3,848件)がこれに続き、トップ3は去年から変化はありませんでした。日本の出願人のトップは、昨年の4位から3つ順位を下げた三菱電機(1,956件)でした。これに次いで、NTT(世界第10位)、パナソニック(第12位)、NEC(第15位)が続きます。大学の出願をみると、1位は米国のカリフォルニア大学、2位は中国の蘇州大学、3位は米国のテキサス大学システムでした。大学トップ10のうち、米国が6つの大学、中国の2大学がランクインする中、日本の大学は、東京大学(第12位)、大阪大学(第14位)、東北大学(第17位)の3校が入っており、日本の大学においてもPCT出願を活用する事例が見られるようになってきています。

PCT制度の出願件数の推移



②国際商標登録制度の推移及び出願人別出願数

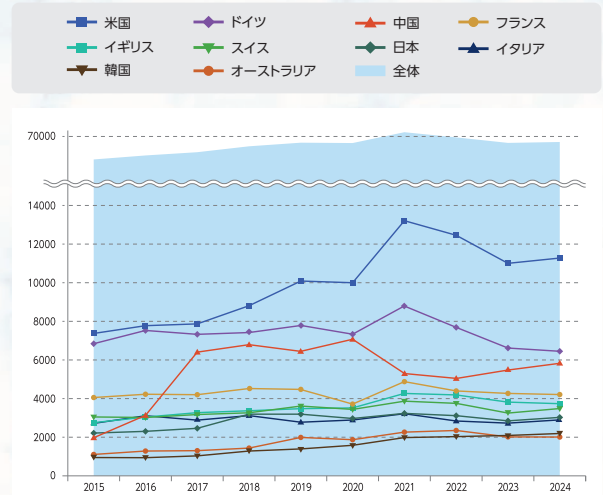
出願人別出願数ランキング

全体順位	出願人	居住国	2023	2024
1	L'Oréal	フランス	199	244
2	Novartis AG	スイス	110	193
3	Euro Games Technology Ltd.	ブルガリア	118	141
4	株式会社資生堂	日本	103	124
5	Boehringer Ingelheim International GmbH	ドイツ	110	106
6	Egis Gyógyszergyár Zrt.	ハンガリー	49	103
7	Amorepacific Corporation	韓国	31	96
8	Huawei Technologies Co., Ltd.	中国	78	86
9	O'Reilly Automotive Stores, Inc.	米国	1	77
10	BYD Company Limited	中国	13	73

資料:2024年国際出願統計速報及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際商標登録制度(マドリッド制度)の2024年の世界全体の出願件数は、対前年比1.2%増の65,000件となりました。国別では、第1位米国(11,270件)、第2位ドイツ(6,449件)、第3位中国(5,828件)、第4位フランス(4,211件)、第5位英国(3,736件)の順となり、日本からの出願件数は3,028件で前年同様7位でした。上位10の出願国のうち、2024年に国際商標出願件数が伸びたのは6カ国で、韓国(前年比12.1%増)の伸び率が最も高く、次いで、中国(同6.3%増)、スイス(同6.1%増)、日本(同6.1%増)、イタリア(同5.7%増)、米国(同2.5%増)の順となりました。出願人別出願件数では、244件の出願を行ったフランスのL'Oréalが4年連続でトップとなり、第2位は、スイスのNovartis AG(193件)、第3位はブルガリアのEuro Games Technology(141件)となりました。日本企業では、資生堂(世界第4位)、ミズノ(第17位)、任天堂(第19位)が上位にランクインしました。

マドリッド制度の出願件数の推移



③国際意匠登録制度の推移及び出願人別出願数

出願人別意匠数ランキング

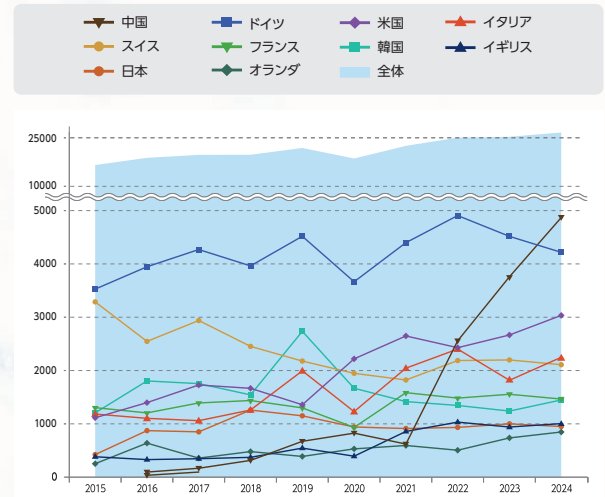
全体順位	出願人	居住国	2023	2024
1	Procter & Gamble Co.	米国	525	641
2	Dr. Ing. H.C. F. Porsche AG	ドイツ	352	506
3	LG Electronics Inc.	韓国	352	459
4	Ferrari S.P.A.	イタリア	172	442
5	Huawei Technologies Co., Ltd.	中国	44	431
6	Samsung Electronics Co., Ltd.	韓国	544	426
7	Volkswagen AG	ドイツ	312	285
8	Stellantis Auto Sas	フランス	4	230
8	Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd.	中国	315	230
10	Koninklijke Philips Electronics N.V.	オランダ	294	228

資料：2024年国際出願統計速報及びWIPO Intellectual Property Statisticsを基にWIPO日本事務所作成

国際意匠登録制度(ハーグ制度)の2024年の世界全体の出願件数は、前年比6.8%増の意匠数27,161件となりました。出願数では、前年比10.3%増の9,454件でした。国別意匠数では第1位中国(4,870件)、第2位ドイツ(4,218件)、第3位米国(3,034件)となり、国別出願数では、中国(2,225件)、米国(915件)、韓国(892件)の順でした。日本は951意匠で前年比5%減少し、ランクを第8位から第9位に下げました。上位10か国中、5か国が対前年比2桁の増加を記録し、中国(前年比29.6%増)、イタリア(同23.8%増)、オランダ(同17.4%増)、更に実体審査国である韓国(同16.8%増)、米国(同13.3%増)からの利用も急増しました。

出願人別出願意匠数では、1位は米国のプロクター&ガンブル(641件)、2位はドイツのポルシェ(506件)、3位は韓国のLG電子(459件)でした。

ハーグ制度の出願件数の推移



2024年
国際出願統計速報



●環境技術のオープンイノベーションを促す「WIPO GREEN」

WIPOはSDGs達成へ向けた様々な取り組みを行っています。全ての人に役立つ知的財産制度の発展を通じて、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」へ貢献することを中心として、例えば、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標13「気候変動に具体的な対策を」などにも貢献しています。

地球温暖化等の環境問題に対する取り組みである「**WIPO GREEN**」は、日本の産業界から提案され、今日では世界知的所有権機関(WIPO)の主要な施策の一つに数えられています。当事務所は、この「**WIPO GREEN**」を日本のユーザーに積極的に展開し、日本からの参加を後押しすることで、SDGs達成へ向けた活動を行っています。

WIPO GREENが有する**データベース**には、世界中から14万件を超える環境技術や環境技術が必要とするニーズの情報が登録されています。また、世界中から157機関が**WIPO GREENパートナー**として参加し、WIPO GREENを戦略的に支えています(2025年3月時点)。日本からは、日本国特許庁、日本知的財産協会をはじめとする公的機関・団体や企業等がパートナーとして参加しており、また、近年は、WIPO GREENを産学官連携のプラットフォームとしての期待からアカデミアからの参加が進展し、世界で最も多い52のWIPO GREENパートナーが参加しています(2025年3月現在)。

日本をはじめ多くの国々・機関において、成長戦略の一環として、グリーン成長戦略が注目される中、国内外を通じた技術のマッチングとSDGs等の地球環境課題への対処を実現すべく、技術移転促進プラットフォームともいえるWIPO GREENへの企業や大学等の一層の参画が求められています。当事務所は2025年3月、日本国特許庁、一般社団法人日本知的財産協会(JIPA)および一般社団法人発明推進協会(JIPII)の後援の下、**WIPO GREEN パートナーネットワークインイベント**を開催し、WIPO GREENを通じた環境技術のオープンイノベーションの活性化に向けた議論や、パートナー間の情報共有を促進しました。

WIPO GREEN
データベースへの
アクセスはこちら



●中小企業支援策

中小企業(SME)は世界の企業の9割を占め、雇用の7割を創出しているとも言われています。コロナ禍で変わりゆく世界情勢と社会ニーズの変化を背景に、経済の中核であるSMEによるイノベーションが経済活動のさらなる発展のカギとなります。SMEの競争力、成長力の強化のために、無形資産を最大限に活用する必要性が増している中、WIPOではSMEが知的財産を効果的に活用してビジネスを成長させられるよう、SME支援を重要な取り組みと位置付け、様々な活動を行っています。

～日本商工会議所 知的財産専門委員会での議論～

日本商工会議所 知的財産専門委員会での議論にも委員として参加し、WIPOの行った知的財産に関する国民の認識度調査で明らかになった日本の知的財産意識の低さを指摘しつつ、WIPOの国際出願制度であるPCT制度、ハーグ制度、マドリッド制度を利用したグローバルな権利保護の重要性を訴えるとともに、地方創生に向けた地理的表示の活用も促しました。これらの意見は日本国政府に対する「知的財産政策に関する意見」にも盛り込まれる予定です。



～知的財産診断ツール(WIPO IP Diagnostic Tool)～

WIPOはSMEに対する知的財産啓発活動の一環として、自身の事業に影響し得る知的財産戦略や潜在的な知的財産関連リスクについて自己診断できる無料オンラインツールである「[WIPO知的財産診断ツール](#)」を開発し、日本語を含む複数の言語での公開をしました。知的財産に関する専門的知識や知的財産の専門家へのアクセスが限られるSMEが、当該ツールを通して知的財産に関する認識を深めると同時に、これを最大限に活用すべく知的財産の専門家に相談するきっかけとなることを最大の目的としています。



～スタートアップ向け知的財産ガイド「アイデアを事業にする(Enterprising Ideas)」～

2021年6月、WIPOは世界のスタートアップ向けの知的財産ガイド「[アイデアを事業にする\(Enterprising Ideas\)](#)」を公表しました。なぜSMEは知的財産制度に注意を払う必要があるのか、その活用からどのようなメリットが得られるか、といったことについて、分かりやすく包括的に説明したものです。本ガイドでは、ステップ・バイ・ステップのガイダンス、便利なケーススタディ、簡単なチェックリストを通じて、SMEが同制度を活用して競争力を維持し、リスクを管理する方法を示しています。イノベティブな技術に基づき市場に参入するスタートアップ向けに書かれており、同制度をこれから活用する起業家にとって有益なものになると考えられます。



●知的財産制度を促すための調査研究

知的財産制度は、研究開発が活発な先進国のイノベーションに資するだけではありません。途上国における知的財産保護の強化は、海外直接投資を通じた技術移転を促進するとともに、長期的なイノベーションをも活発化させるとの報告もあります。WIPO日本事務所は、必要な調査研究を進め、知的財産制度が、途上国を含めた世界全体の発展に貢献することを国内外に示していきます。また、WIPOが行う各種報告書等やテキストを適時に公表し、日本国内の研究や教育に貢献しています。

～世界各国のイノベーション能力や成果を評価する報告書(GII)～

WIPOは毎年、世界のイノベーションの現状を示す[グローバル・イノベーション・インデックス\(GII\)](#)を発表しています。本指標(GII)は、30種類以上の世界中の公的および民間ソースの指標に使用される約80種類のデータを用い、透明性が高く再現可能な計算方法論を採ることから、各国の政策立案者、企業幹部、その他のステークホルダーに利用されるのみならず、国際経営開発研究所(IMD)による世界競争力ランキング(World Competitiveness Ranking)や、世界経済フォーラム(WFE)によるグローバル競争力報告書(Global Competitiveness Report)とともに、世界各国の多くのメディア等からも高い注目を集めています。約20名からなる国際的な有識者による諮問委員会に監修を求めており、2020年から同諮問委員会に慶応義塾大学名誉教授の竹中平蔵氏にも参加いただいています。

2024年版の同ランキングにおいて、日本は、総合評価で前年に続き世界13位と低迷しています。個別項目で見ると、換算GDPあたりのPCT出願数、貿易総額に対する獲得した知的財産の使用料、国内市場規模、経済複雑性等の指標において世界1位を獲得しており、これらの点で日本の強みがうかがえます。他方、日本の弱みは、対GDP比の海外直接投資流入、労働生産性の成長率、対GDP比の公的な教育関連支出、対貿易額比のICTサービス輸出などが100位前後と世界に大きく遅れを取っています。



～中高生向けの知的財産テキストの作成～

WIPO日本事務所では、知的財産を理解し、創造的思考を身につけるための入門書を作成しました。本書では、世界中で食べられている「インスタントラーメン」を一つの題材に、知的財産権について豊富な写真やイラストを交えながら解説し、また、演習問題を解くことでより実践的に学べるようになっています。



“How to Explore ideas – Using Intellectual Property”
WIPO日本事務所が作成した中高生向けの知的財産テキスト▶

4 日本の経験の発信

日本での特許制度は、2025年に140年の節目を迎え、19世紀の開国以来、日本の発展に大きく貢献しました。こうした日本の経験は、発展途上国にも有益なものとなります。当事務所は、日本国政府によるWIPOへの任意拠出金を用いて、**IP Advantageデータベース**（知的財産活用事例のデータベース）等を通じた途上国への情報提供やワークショップ等を通じて、知的財産分野における途上国人材の育成等を行っています。



「世界で活躍する女性からのメッセージ」と題して、2023年4月に、日本科学未来館の館長であり、日本人女性として初のIBMフェローにご就任された浅川智恵子館長（写真1枚目左）、日本の多くの人気テレビ番組へのご出演でも知られるアムール法律事務所の代表を務める女性弁護士・大淵愛子氏（写真2枚目右）、女性の身体や心に配慮した乳房用超音波画像診断装置「COCOLY」を開発されたLily MedTech代表取締役の東志保氏（写真3枚目左）へのインタビューを発信。

～IP Advantageデータベース～

WIPOが保有する世界各国におけるビジネス上の知的財産活用事例（ケーススタディ）を集めた**データベース**です。WIPO日本事務所は、世界中の事例を収集しており、現在400件以上の事例（2025年3月現在）を登録しています。このうち、約1割が日本の事例です。主に途上国の方々にビジネスの現場で知的財産制度がどのように役立っているか、同制度が経済発展にどのように貢献しているかを示すデータベースとなっています。



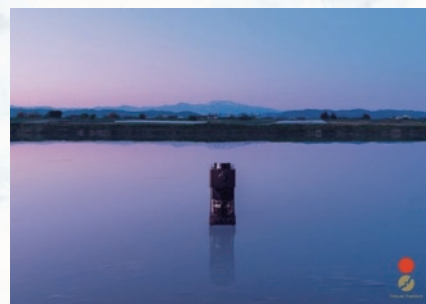
《女性起業家による医療機器革命：株式会社Lily MedTech》

株式会社Lily MedTechは女性にやさしい乳房用超音波画像診断装置の実現を目指し、2016年に東京大学のスタートアップ企業として誕生しました。リング型超音波振動子を用いた乳房用超音波画像診断装置「COCOLY」の製品開発により、乳癌の早期発見・早期治療の実現を目指しています。日本では、乳癌検診の受診率が30%台と先進国の中で低く、乳癌患者が増加しているという課題があります。その中で同社代表の東志保氏は、女性起業家として革新的な医療機器を社会に提供することで「乳がんと闘う」ことのない世界を作ることに取り組んでいます。同社はこれまでにJapan Venture Awards 2020にて「中小企業庁長官賞」を受賞したり、総額33億円の資金調達を成功させるだけでなく、起業時に特許庁や東京都の支援制度を活用し、費用面の支援に加えて特許出願や先行調査、ポートフォリオ構築のサポートを受け、「COCOLY」に関連した日本特許、米国特許、国際特許(PCT)を出願公開しています。



《燕三条発、心にささるものづくり：株式会社ツインバード》

株式会社ツインバードは、新潟県燕三条地域に本社を構える家電メーカーで、1951年にメッキ加工業として創業しました。1984年から本格的に家電事業に参入し、現在では家庭用電気機器や理美容・健康機器などの製品の開発・製造・販売を手掛けています。また、同社はFPSC(フリー・ピストン・スターリング・クーラー)技術を活用した製品開発にも注力しており、2020年以降、新型コロナウイルス用ワクチン運搬庫としてこの技術が注目を浴びました。知的財産戦略としても、製品数を絞り込むことで特許網を強化し、代表製品である全自動コーヒーマーカーやFPSC技術関連で多くの特許を取得しました。燕三条地域の技術を活かしながら、持続可能な社会への貢献を目指しています。



《知財ミックスを通じ家族型ロボットを展開：GROOVE X株式会社》

GROOVE X株式会社は2015年に設立したスタートアップです。企業の使命として「ロボティクスで、人間のちからを引き出す」を掲げ、LOVEをはぐくむ家族型ロボット「LOVOT(らぼっと)」の開発、製造、販売を事業としています。2015年の創業からおよそ3年間の開発期間を経て同ロボットを発表。様々な工夫と最先端のテクノロジーを駆使し、開発を行っています。事業を継続的に円滑に進めていくために、特許に限らず、意匠、商標、著作権なども活用した知財ミックス戦略を実践しており、例えば、権利期間が有限な意匠出願と、更新すれば永続的に権利保護が可能な商標制度との使い分けなども行っています。現在、構想段階ではありますが、デザインについては、まずは意匠出願で権利化を図り、一定期間の後に自他商品識別力を有するようになれば立体商標などでの権利保護も可能となるよう、検討を進めています。



《WIPO賞受賞企業の技術と知財戦略：株式会社トプコン》

トプコンは1932年に、建設業界向けの高品質測量機器の製造を目的として設立されました。近年、建設業の需要の高まりに対し、日本の建設業界は職人の高齢化と人手不足に陥っており、効率改善の必要性が高まっています。そこで、建設現場で「誰でも簡単に、1人で、素早く」計測作業を可能とした測量機「Layout Navigator LN-100」が生み出され、この革新性が評価され、「令和5年度全国発明表彰」において新設されたばかりのWIPO賞を受賞しました。同社は知的財産、特に特許を活動の中心に据え、知的財産が厳格に保護され、効果的に管理されるような戦略を策定しています。「If we want to take on new challenges, then it's important to take care of intellectual property」との同社の江藤隆志代表取締役社長(写真)のお言葉と共に、知財制度への期待を英語で世界に発信しています。



WIPO 日本事務所

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル3階

TEL 03-5532-5030

MAIL japan.office@wipo.int

WEB www.wipo.int/japan



東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」9番出口または
千代田線「霞ヶ関駅」C2出口から徒歩3分